

医療・ケア意思決定プロセス支援事業に係る
意思決定支援普及事業
業務委託仕様書

1 事業の目的

人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の普及を図るため、「鹿児島県医療・ケア意思決定プロセス支援事業に係る高齢者施設等看取り実態調査」等を踏まえ、一般県民向け及び医療・介護関係者等を対象とした普及啓発媒体の作成を行う。

2 業務委託の内容

(1) 普及啓発媒体の内容

DVD-ROM を作成すること。

ナレーション付きスライド及び動画等で作成すること。

「一般県民向け」、「医療・介護職員向け」の2種類を下記のとおり作成すること。

ア 一般県民向け

① 内容・構成

- ・ ACPの紹介
- ・ 一般県民向けにACPを紹介している様子

② ア①媒体の活用用途

- ・ 通いの場、サロン等において一般県民がACPについて学ぶ場
- ・ 鹿児島県ホームページに掲載

イ 医療・介護職員向け

① 内容・構成

- ・ 医療・ケア意思決定プロセスの実際
当県で作成したパンフレット「高齢者の住まいで働くあなたのためのACP～関わる人の気持ちを尊重する方法」に基づき、「入所面接」、「状態悪化」、「多職種カンファレンスによるケース会議」の場面におけるACP実施のポイントについて紹介
- ・ 高齢者施設の事例
高齢者施設職員が入所者のACPに取り組む様子の紹介
- ・ 在宅医療・在宅介護の事例
在宅医療・介護に関わる訪問看護師等の専門職が患者のACPに取り組む様子の紹介

② イ①媒体の活用用途

- ・ 高齢者施設職員や在宅医療に関わる職種が施設内研修や院内研修等でACPを学ぶ場
- ・ 鹿児島県ホームページに掲載

(2) 映像時間、制作本数

映像時間及び制作本数は下記のとおりとするが、制作過程において変更することがある。

この場合において、映像時間及び制作本数変更に伴う変更契約は行わない。

ア 一般県民向け

- ・ ACPの紹介（10分程度）
- ・ 一般県民向け講座事例（15分程度）

イ 医療・介護関係者向け

- ・ 医療・ケア意思決定プロセスの実際
入所面接（15分程度）
状態悪化（15分程度）
多職種カンファレンス・ケース会議（15分程度）
- ・ 高齢者施設の事例（15分程度）
- ・ 在宅医療・介護の事例（15分程度）

(3) 出演者

出演者の選定は、高齢者生き生き推進課と協議して行うこととし、出演者の出演料は受託者の負担とする。

(4) DVD-ROMの提出

- ・ DVD-ROM（チャプター・メニュー設定、タイトル印刷含む。）を60枚提出すること。
- ・ インターネットによる配信を行うためにコピー可能な動画データをDVD-ROMにより1枚提出すること。

(5) 作業手順書

下記3のとおり

(6) その他

- ・ 受託業者は、本業務を適切かつ円滑に遂行するため、県担当者と打ち合わせ、適宜協議を行うこと。
- ・ 作成にあたっては、当該分野に精通した関係機関や有識者の意見を参考とすること。
- ・ 成果物には、鹿児島県シンボルマークを明記すること。
- ・ 作成した動画の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）は、県へ帰属するものとする。
- ・ 本業務で制作する成果物は、テレビ放送、不特定多数に向けて上映、複製する、ホームページでの無償ダウンロードを行うなど、県が自由に使用できるものとし、県はこれらが無償で自由改編し、二次利用することができるものとする。
- ・ 成果物に係る出演者のパブリシティ権（肖像権）は、無償で県に帰属するものとする。
なお、受託者は、委託者がテレビ放送・インターネットによる配信及び市町村等へ番組を収録したDVD配布を行うことを了承するものとし、出演者にはインターネット配信、DVD配布等について了解を得ることとする。
- ・ インターネット配信及びDVD配布に際し、動画の再編集（BGM消去等）が必要な場合はその費用を含むものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

3 作業手順

(1) 企画書の作成

受託者は、媒体の仕様書に沿い、映像のおおまかな構成、収録する時期、作業手順などを企画書として作成し、高齢者生き生き推進課へ提出すること。

(2) 映像の収録等

受託者は、企画書に沿い、必要な映像の収録を行うこと。

(3) 台本の作成

受託者は、映像の内容そのもの（時間経過（配分）、台詞、字幕（スーパーインポーズ）、BGMなど）を台本形式で記載したものを作成し、高齢者生き生き推進課へ提出すること。

(4) 媒体の編集とプレビュー

- ・ 受託者は、台本に沿い、収録した映像等を編集し、編集を終えた動画をDVDにより高齢者生き生き推進課へ提出し、確認を受けること。
- ・ 字幕（発言の要約版）を挿入することとし、高齢者等が見やすいよう提示時間を十分確保すること。
- ・ 媒体編集にかかる費用（台詞、字幕（スーパーインポーズ）、BGMなど）は受託者の負担とする。

(5) 媒体の名称

制作の過程において名称を変更することがある。

この場合において、名称変更に伴う変更契約は行わないこととする。

(6) その他

- ・ 高齢者生き生き推進課は、媒体の企画書、シナリオ、編集等について、受託者に必要な指示を行うことがあること。
- ・ 業務の一部を再委託又は技術協力を受けて業務を実施することは可能。

4 成果物の納入

(1) 納入期限 令和6年2月29日（木）

(2) 納入場所 県高齢者生き生き推進課

(3) 実績報告書の作成

すべての事業終了後、令和6年3月15日（金）までに、実績報告書を提出すること。

5 履行期限

令和6年3月15日（金）

ただし、必要に応じて業務期間中に途中経過の報告を求める。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。